

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
日本	<p>[中高年齢者の再就職の援助・促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢者に対する再就職の促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共職業安定所等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介 (2) 地域における関係機関の連携の下, 事業主団体等を通じ, 定年退職者等を対象とした再就職支援の実施(地域団塊世代雇用支援事業) (3) 中高年齢者トライアル雇用事業の推進 (4) 高齢者職業相談室の運営 (5) 業種別団体や公共職業安定機関等と連携して, 技能講習, 合同面接会等を一体的に実施(シニアワークプログラム事業) (6) 労働者に対する高齢期における職業生活設計に関する相談・援助等 <p>[高齢者の多様な就業・社会参加の促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「教育, 子育て, 介護, 環境」を重点にシルバー人材センターと自治体が共同して企画提案した事業の支援 (2) 高齢者の知識, 経験を活かすためのワークショップの開催, 企業等とのマッチングを行う「シニア労働力活用事業」の実施 ・ 45歳以上の高年齢者等3人以上による創業に対する支援措置(高年齢者等共同就業機会創出助成金) 	<p>[高齢者雇用確保措置の実施義務化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006年4月より改正高年齢者雇用安定法による65歳までの定年引上げ及び継続雇用制度の導入等を義務付け(2007年4月1日から義務対象年齢は63歳に引上げ)。 <p>[中高年齢者の再就職の援助・促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集・採用時の年齢制限の禁止(例外事由に該当する場合上限年齢設定理由の明示義務)の周知・啓発 ・ 離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助——求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発, 指導 <p>[高齢者の安定雇用の確保対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳までの定年の引上げ, 継続雇用制度の導入等の促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者雇用確保措置に係る周知・啓発 (2) 公共職業安定所による事業主への指導, 助言及び勧告 (3) 高齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等 ・ 「70歳まで働ける企業」の普及・促進——先進事例の収集・情報提供や人事処遇制度の見直しに対するアドバイス等の実施, 事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組等の支援(「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト) ・ 70歳まで働ける企業等に対する支援措置(定年引上げ等奨励金) <ol style="list-style-type: none"> (1) 65歳以上への定年の引上げや希望者全員を65歳以上まで継続雇用する制度を導入した中小企業に対する助成(中小企業定年引上げ等奨励金) (2) 70歳以上まで働くことができるなど, 新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う企業に対する助成(高年齢者雇用モデル企業助成金) (3) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入に伴う雇用環境の整備等に係る相談・指導等を行う事業主団体に対する助成(中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1965年 ・ 適用範囲 55歳以上で低所得の者 ・ 具体的内容 州・地方政府や指定を受けた非営利団体が、事業の全経費は連邦政府の負担で、事業を実施。対象者は、最低賃金相当の賃金を得ながら週20時間程度、福祉サービス業に従事。 ・ 利用実績等 定員は約6万人であり、年間延べ約10万人程度の参加見込。 	なし
イギリス	<p>ニューディール50プラス(New Deal 50+)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 2000年4月 ・ 適用範囲 50歳以上で、本人又は配偶者が求職者給付(抛出处及び所得調査制)、就労不能給付などを6か月以上受給している者。なお、プログラムへの参加は任意。 ・ 具体的内容 公共職業安定所(ジョブセンター・プラス)で、プログラムを通して同一のパーソナル・アドバイザーが対象者に対し、就職促進のため、職業相談に応じ、履歴書の書き方の指導、訓練機会の提供、ボランティアの仕事の提供等を実施。このプログラムの対象者を採用した事業主は対象者の在職訓練のための訓練補助金の受給が可能。 ・ 実績 就職者 約19万7千人(2000年4月から2009年8月末まで) 	<p>エイジ・ポジティブ(Age Positive)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始年月 1999年12月 ・ 具体的内容 年齢差別是正キャンペーンであり、ウェブサイトで政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>中高齢者向けの職業継続訓練の促進(Fbw)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会法典III 417条, “Initiative 50 Plus” ・ 適用範囲 従業員250人未満の企業の満45歳以上の労働者で職業継続訓練に参加する者。 ・ 具体的内容 訓練期間中の訓練受講料、交通費、子の養育費、泊り込みの場合の宿泊・食事費用を支給。 <p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会法典III 421j条, 2003年1月開始 ・ 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者。 ・ 具体的内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%, 2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 ・ 2011年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2012年12月31日に終了する。 	<p>中高年者・統合助成金(EGZ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会法典III 421f条 ・ 具体的内容 50歳以上で採用前に6か月以上失業していた者を雇い入れる事業主に対し、対象労働者の賃金の30～50%を支給。支給期間は12～36か月。ただし、1年ごとに助成は最低10%減額(2010年12月末日までに届け出られたものについて有効)。 <p>中高齢者統合パウチャー(EGG)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会法典III 223条('08.5.1～'10.12.31) ・ 適用範囲 50歳以上で12か月以上失業しており、受給残日数が120日以上ある者。 ・ 具体的内容 対象者を、社会保険加入義務のある、週最低15時間以上の労働に1年以上雇い入れる事業主に対して、統合助成金を支払う約束手形。

3 就業構造

第3-20表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 3-20: Measures to promote the employment of older people (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する 施策(相談、援助等)	需要側(事業主)に対する 施策(助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年5月 ・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・具体的内容 フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。 <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>雇用主導契約(CIE) (2009年12月31日まで締結可能、それ以降は、統一参入契約がこれに代替することになっている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1995年(2005年1月改正、同年5月施行) ・具体的内容 雇用局(Pôle emploi)とCIE協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIEに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。 ・利用実績等 2007年のCIE利用者に占める50歳以上の割合は31.4%で同年の新規契約数は37,076件。 <p>求職者を採用する使用者に対する通減支援(ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2006年1月 ・具体的内容 50歳以上か失業期間12か月以上の失業保険給付受給者を、期間の定めのない雇用契約(CDI)又は12～18か月の有期雇用契約(CDD)により雇用した企業に対対象者の賃金助成を実施(最長3年間)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」、厚生労働省ホームページ等
ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ
フランス:労働省ホームページ